

国立大学法人京都教育大学ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人京都教育大学(以下「本学」という。)は、「京都教育大学ネーミングライツ事業規程」に基づき、本学の所有する資産等を有効活用し、教育研究環境の向上のための新たな財源を確保するとともに、事業者等との連携を推進することを目的として、ネーミングライツ（命名権）制度を設け、命名権者を募集します。

1. 対象施設

別表「ネーミングライツ事業対象施設等一覧」に定めた施設

2. 募集の概要

(1) 応募条件

- ①協定の期間：原則3年以上(ただし、10年を超えない範囲で更新可)
- ②協定締結後に命名権料を納入する。(消費税及び地方消費税は別途)

(2) 応募資格

応募資格は、法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された団体とします。ただし、次のいずれかに該当するものは応募資格がないものとします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ②行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③社会的信用を著しく失墜させる行為を行っているもの
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦政治団体
- ⑧宗教団体
- ⑨会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと学長が認めるもの

(3) 愛称等の付与

- ①命名する愛称等は、対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ②対象施設等にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
 - ・法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・社会問題についての主義主張のあるもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ・本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・美観風致を害するおそれがあるもの
 - ・その他愛称等として適当でないと学長が認めるもの

(4)特典、付帯条件等

命名権者には、次の各号に掲げる特典があります。

(※詳細な内容については、本学との事前協議が必要です。)

なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

①対象施設等に愛称等のサイン等を設置することができます。

ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。

②本学は、本学の広報誌やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努力します。

③命名権者であることを地域社会へPRすることができます。

(5)愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

①愛称等のサインや案内看板等の設置、維持、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用は命名権者の負担とします。(命名権料とは別に負担願います。)

なお、愛称等のサインや案内看板等の内容(デザインや大きさ等)及び設置場所については、本学と協議が必要です。

②協定締結後に作成する大学広報誌等への愛称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。

③愛称等の使用開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、協定期間及び命名権料に変更はありません。

(6)募集期間

随時受付とし、応募期限は各施設等において最初の応募者を受け付けた日から起算して2週間とします。

(7)応募方法

提出書類を郵送または持参により提出してください。

※持参により提出する場合は「7. 申込書の提出先及び問合せ先」に記載の連絡先へ事前に電話連絡のうえ、持参してください。

提出書類

①ネーミングライツ事業申込書(別紙様式第1号)

②事業者等の概要を記載した書類

③定款、寄附行為その他これらに類する書類

④法人の登記事項証明書

⑤直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)及び事業報告書

⑥国税、地方税等を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)

(8)選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学が設置する選定委員会において、応募の趣旨、愛称等案、命名権料及び協定期間等を総合的に判断して命名権者を選定します。

なお、選定に当たっては、必要に応じて追加書類等の提出を求めることがあります。

また、いずれの応募についても、不採択となる場合があります。

資格要件及び選定基準等

選定項目		要件、基準等
資格要件	応募の趣旨	・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。
	愛称等(デザインを含む。)	・大学構成員(学生を含む。)、地域住民に受け入れられるか(親しみやすさ等)。 ・施設のイメージを損なうおそれがないか等
選定基準	命名権料	・財政的な観点から高額なほど高評価とする。
	協定期間	・愛称等として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。
判定	・資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。	

(9)選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者に通知します。また、本学のホームページ等で公表します。

3. 協定の締結

本学は、命名権者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。

なお、協定締結後、決定した愛称等、命名権者、命名権料及び協定期間等を公表します。また、協定更新時には既協定者に優先交渉権を付与します。

4. 命名権料の納入時期

命名権料の納入は、本学が指定する期日までに原則として毎年度当初に1年分を一括して納入するものとします。

ただし、初年度分については、協定締結時期によって納入時期及び命名権料が異なります。

5. 命名権者の責務

命名権者は、愛称等に関する一切の責任を負うものとします。また、第三者から愛称等に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、命名権者の責任及び負担において解決するものとします。

6. 協定の解除

命名権者の信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、本学は期間満了を待たずに協定を解除できることとします。また、命名権者が指定の期日までに命名権料を納入しなかったときも解除できることとします。

命名権者の事情等により愛称等の継続が困難な場合は、1ヵ月以上前に本学へ協定の解除を申し出てください。この場合の違約金の額は、本学と命名権者が協議のうえ、決定します。

これらの協定解除において、すでに納付済みの命名権料の返還はできません。また、協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。

7. 申込書の提出先及び問合せ先

国立大学法人京都教育大学 施設課施設グループ

〒612-8522 京都市伏見区深草藤森町1番地

電話 075-644-8135 (受付時間：土曜日、日曜日、祝日及び大学が定める休日を除く午前9時から午後0時30分まで及び午後1時30分から午後5時まで)

ネーミングライツ事業対象施設等一覧

別表

(キャンパス名) 対象施設	棟等名称	建築年	規模 [延床面積] (㎡)	目安価格 (千円/年) (税抜)	備考
(藤森) 講堂	講堂	昭和 55 年築 令和 6 年改修	726 [1, 212]	2, 000	600 席
(藤森) 図書館	図書館	昭和 40 年築 昭和 52 年築 平成 22 年築 平成 25 年築	[1, 558] [1, 118] [484] [1, 807]	1, 000 ~2, 000	

年 月 日

国立大学法人京都教育大学長 殿

ネーミングライツ事業申込書

国立大学法人京都教育大学ネーミングライツ事業規程第9条の規定に基づき、関係書類を添えてネーミングライツ事業に応募します。なお、この申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

住 所 称号又は名称 代表者氏名	〒 ⑩
担当者氏名	
電話番号・FAX	
E-mail	
応募の趣旨	
施 設 名	
愛 称 等 (案)	別添資料によります。
命名権料	円／年（税別）
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
関係書類	(1) 事業者等の概要を記載した書類 (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類 (3) 法人の登記事項証明書 (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）及び事業報告書 (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）

年 月 日

（事業者等名） 殿

国立大学法人京都教育大学長

命名権者採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、次のとおり命名権者に採用することを決定しましたので、通知します。

施 設 名		
愛 称 等		
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 名 権 料	年 額	円（税別）
	総 額（ 年 間）	円（税別）

年 月 日

（事業者等名） 殿

国立大学法人京都教育大学長

命名権者不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、誠に残念ですが、不採用となりましたので、通知します。

施 設 名	
-------	--